

国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認について(厚生労働大臣宛て)

組合員としての資格がない者が国保組合に加入していて、その結果、
過大に交付されていた療養給付費補助金等(支出) 5億0186万円

1 国民健康保険の制度等の概要

国民健康保険は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又は国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

このうち、国保組合は、国民健康保険法（以下「国保法」という。）により、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなり、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされている。

また、健康保険法により、常時5人以上の従業員を使用する建設、医療等の事業を行う事業所又は法人事業所は、健康保険の適用を受けることとなっており、これらの事業所（以下「適用事業所」という。）に常時使用される者等は、健康保険の被保険者となることとされている。ただし、国保組合の組合員を使用する事業所が新たに適用事業所としての要件を満たすこととなるなどの場合、当該事業所に使用される者が、厚生労働大臣（平成21年12月以前は、社会保険庁長官）等に健康保険の適用を受けないこと（以下「適用除外」という。）とする申請を行い、承認を受けた場合には、従前どおり国保組合が行う国民健康保険の被保険者として取り扱われることとされている。

厚生労働省は、国民健康保険について各種の国庫助成を行っており、その一環として、国保組合が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るなどのため、国保組合に対して、療養給付費補助金、事務費負担金、出産育児一時金補助金、特定健康診査・保健指導補助金（以下、これらを合わせて「療養給付費補助金等」という。）等を交付している。

このうち、療養給付費補助金の交付額は、原則として、各国保組合の被保険者の療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額（以下「医療給付費」という。）の100分の32に相当する額等とすることとなっている。

適用除外の承認に係る事務処理については、17年10月に、本院は、厚生労働大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求しており、厚生労働省は、同年12月に都道府県等に対して「国民健康保険組合の行う国民健康保険の被保険者に係る政府管掌健康保険の適用除外について（通知）」（以下「17年通知」という。）等を発するなどして、政府管掌健康保険における被保険者は、適用除外の承認がなされて初めて国保組合の被保険者となるものであることから、承認については、原則として遡及しないものであることなどの制度の周知をするなどして、国保組合の組合員の被保険者資格の適正化が図られるよう指導している。

全国建設工事業国民健康保険組合（以下「工事業国保」という。）に関しては、平成21年度決算検査報告に、医療給付費等の算定に当たり、無資格者であるため補助の対象とならない者を含めていて、療養給付費補助金等が過大に交付されていた事態を掲記している。

一方、工事業国保も、厚生労働省及び東京都の指示により全59支部に対して調査を行い、その結果、被保険者27,898人について、建設工事業に従事していないなど加入資格がなかったことが判明したことなどから、厚生労働省は、是正改善命令を発して、実態の解明、追加調査等を求めている。

2 本院の検査結果

検査したところ、工事業国保及び3府県の3国保組合において、組合員計1,129人（被保険者計2,315人）について、組合員としての資格がないのに国保組合に組合員として加入させていた事態が見受けられた。

すなわち、工事業国保は、建設工事業に従事していないのに従事しているとして組合員27人（被保険者53人）を、また、法人事業所等の従業員等であるのに従業員5人未満の個人事業所の従業員等であるとして組合員851人（被保険者1,911人）を加入させていた。また、3府県の3国保組合は、法人事業所等の従業員等であるのに従業員5人未満の個人事業所の従業員等であるとして組合員251人（被保険者351人）を加入させていた。

このため、4国保組合の被保険者に係る医療給付費等が過大に算定されており、その結果、療養給付費補助金等が16年度から21年度までの間に計5億0186万余円過大に交付されていたと認められる。

上記のように、厚生労働省が国保組合の組合員の被保険者資格の適正化を図るための処置を講じたにもかかわらず、4国保組合において、依然として、組合員としての資格がない者が国保組合に組合員として加入していて、その結果、療養給付費補助金等が過大に交付されている事態は適切ではなく、早急には是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

厚生労働省においては、工事業国保以外の国保組合においても不適切な事業運営が見られ、その背景には、国保組合や組合員のコンプライアンスの認識の欠如が見受けられるとし、23年5月に国保組合のコンプライアンス担当理事や関係者を集めて、法令遵守に関する研修会を開催している。この研修会では、17年通知等の趣旨、組合員資格の加入時及び加入後の確認・再確認の方法等について周知し、組合員資格の適正化を図ることとしている。これは、業種や業態を客観的に確認できる公的機関発行の書類等を組合員から徴取するなどして組合員資格を確認等させるための方法を示したものであるが、この確認等を更に実効性のあるものとし、これにより組合員資格の適正化を確実に図るためには、各国保組合に対して、調査を行わせるなどする必要があると認められる。

ついては、厚生労働省において、前記の4国保組合に対して、無資格者について速やかに組合員資格の適正化を図らせるよう是正の処置を要求するとともに、国保組合に対して、厚生労働省が前記の研修会で周知した確認の方法等による調査を確実に行わせて、その結果を報告させるなどして組合員資格の適正化を図り、今後、国保法等の規定にのっとり国保組合の組合員が適正に組織され、ひいては、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求める。